

■これまでの審議会及び部会におけるご意見及びその他の課題とその対応のまとめ(案)

資料2

これまでの審議会及び部会におけるご意見とその対応のまとめ(案)

番号	検討内容	具体的なご意見	現時点での考え方	条例の改正を検討するもの			条例と併せて行う施策とその取組期間
				資料3番号	第1次	第2次	
建築物に関する内容							
1	共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し	主に玄関周りや1階レベルの住宅へのアクセスを可能とするよう、移動等円滑化基準の見直しを早急に検討すべき。また、障がい者の地域移行の観点からも福祉部と協力し検証すべき。	資料3	A	対象規模の見直し		—
2	自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し	自動車修理工場の利用実態等を調査のうえ、基準の最適化を検討。	資料3	B	対象規模の見直し		—
3	公共用歩廊の基準適合義務対象の検討	公共用歩廊については、地下、地上など多様なタイプがあり、基準の最適化は必要。	小規模な歩廊では適合させることが困難であるケースも想定されるため、規模の引き下げは行わない。 (兵庫県においても、エレベーター等の設置義務は2,000㎡以上)		—	—	—
4	既存建築物のバリアフリー化率の公表	建築物のバリアフリー化率は、公的施設と民間施設とも、基本構想の継続協議会の場においても大変有用。また、業態に応じた把握や、進捗管理は数値と質ともに大事。	府内のバリアフリー化率の進捗状況を適宜把握する。		—	—	定常
5	既存建築物を含めたバリアフリー整備状況の公表促進	バリアフリー整備状況のホームページでの公表は企業イメージ向上にも繋がる。条例の規定も大事だが、それ以上に広報の工夫が重要。利用者にわかりやすい表示が必要。ワーキングの設置も検討必要。既存建築物の既存建築物の耐震工事との連携。	新築・既存施設を問わず、民間施設を含め、インターネット等による施設のバリアフリー情報の公表施策を検討	D		公表施策の検討により、必要に応じて対応	定常
6	使いやすさの配慮事項の作成・公表	福祉のまちづくり条例は、建物本体への規制。内装は自由であり、店舗内にバリアが多い。店舗設計者からも、規制なりマニュアルの提示が欲しいとの声がある。	年度内を目処に使いやすさの配慮事項を作成し公表する。 来年度以降、条例改正内容を踏まえた設計マニュアルの作成を検討。		—	—	中期
7	歴史的建造物に対するバリアフリー化手法の検討	神社・仏閣など歴史的建造物に対するバリアフリー化の検討が遅れている。歴史的価値のある神社・仏閣などのバリアフリー化は難しいが、デザインの工夫は可能。保存の観点から規制はあるが、世論の醸成が必要。	今後、他府県等における取り組み事例の研究や、文化財保護法との関連等も整理し検討。		—	—	中長期
道路に関する内容							
8	歩道上の自転車ゾーンに対する視覚障がい者対応	歩道上の自転車ゾーンは、歩行者の通行部分との区別が視覚障がい者にはわかりづらい。将来的には足の裏で判別できるような議論を望む。 (自転車との接触も発生、交差点部では自転車が歩行空間側に近づくことにより交通事故の危険性)	府警とも連携して自転車利用のマナーやルール周知の啓発活動に努める。 引き続き優先整備区間を定め、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めるとともに、自転車の車道通行を原則とした通行空間確保に取り組む。		—	—	定常
鉄道駅に関する内容							
9	駅の無人化に関する問題	駅舎の無人化が、事業者にとって過重な負担となり、実施しなくてよとなれば、困っている者には生命に関わる問題。 無人化駅について、経営判断上やむを得ないと判断し実施したものご理解いただきたい。(インターフォンを利用いただきたい。) 1日乗降客3000人未満の駅はバリアフリー法の規制対象外だが、少なくとも無人駅は公共交通機関の責務として事故対策・予防の観点からもあってはならない。	大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議(6/10開催)にて、鉄道事業者に申し入れを行った。 府としては鉄道事業者へ無人駅の有人化を指導・強制する権限はないが、府としては利用者の視点に立って、①事前に情報提供を行うこと、②予め市町村等との協議の場を設けること、③利便性・安全性確保の観点から、監視カメラの設置やバリアフリー化など、適切な対策を講じることなどについて鉄道事業者に申し入れを行っていく。		—	—	定常
10	5,000人/日以上以上のバリアフリー化未完了駅の対応	利用者数5,000人/日以上以上の鉄道駅舎のバリアフリー状況について、バリアフリー法基本方針の整備目標の平成22年度までに完了していない駅について、課題を分析して問題提起しておくことが大事。	個別駅の課題については、地元市町及び鉄道事業者と連携を図り、解消に向けて取り組む。		—	—	定常
11	可動式ホーム柵における国検証結果	可動式ホーム柵の整備がなかなか進まない。もう少し安価にできるような議論は進んでいるのか。国の検証結果の報告をしてほしい。	国の実証試験の状況を注視し、検討結果について審議会等で意見交換を行う。		—	—	短期
心のバリアフリーや啓発のあり方に関する内容							
12	条例で規定されている「啓発」や「学習」の取り組みや進捗	ハード面のバリアフリーは進んできたが、ソフト面での対応も非常に重要。 条例上は努力義務として「啓発」や「学習」も対象ではないか。 ハード面の目標値を検証することも必要であるが、それら啓発の進捗状況の確認が必要。	施設のバリアフリー情報の提供の促進や、障害者週間を中心とした啓発事業(大阪ふれあいキャンペーン等)の実施による障がい者や障がいへの正しい理解を深める取り組み等を行っている。		—	—	定常
障害者差別解消法、合理的配慮の考え方に関する内容							
13	障害者差別解消法、合理的配慮の考え方と福まち条例の関係	障害者差別解消法やその具体的な検討の動きとの整合性を図るべき。	国においては、基本方針は未提示(H26.7時点) 大阪府においては、大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会において、何が差別にあたるのかをわかりやすく示すガイドラインについて検討中。	C		法基本方針やガイドライン等の検討状況を注視し、対応	
当事者参画に関する内容							
14	大規模建設プロジェクト等の計画への当事者参画	大規模プロジェクト等の建設において、計画の初期段階から当事者参画が必要。 知的・精神・発達障がい者は外観からはわかりにくいので、様々な状況下で確実な情報の入手が可能となる配慮必要。 公共性の高い建築物については、当事者参加の仕組み化を行政が行うべき。	他自治体の事例等の収集を行う。		—	—	中長期
15	市町村基本構想の継続委員会の開催の推進	バリアフリー基本構想の継続委員会の開催について、府から関係市町村に強くはたらきかけること。	大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議や市町への働きかけることにより推進を図る。				定常
緊急時の対応について							
16	異常気象や地震等の際の地下街避難対策	異常気象および南海トラフ地震の津波、浸水地域予想を考えると、地下街についてアクセスのみならず、避難時の対応について(人的対応訓練を含めた)等の対策が必要である。	危機管理部局で対応		—	—	—

条例の運用により把握している課題(新たなもの)とその対応のまとめ(案)

17	公衆便所における乳幼児向け設備の基準適用規模の見直し	—	公衆便所の乳幼児向け設備は適用規模1,000㎡以上と規定しているが、実際に計画される規模は小規模のものが多く、基準適用規模の見直しを検討。	E	基準適用規模の見直し		—
18	共同住宅等における介護ベッド等の基準適用条件の見直し	—	共同住宅等、特定の多数が利用する用途の建築物において、便所における介護ベッドや、オストメイト対応設備の温水装置等の設置について、代替措置がとられた場合の基準適用見直しを検討	F	基準適用条件の見直し		—
19	事前協議対象用途の包括的な見直し	—	条例第31条に基づく事前協議対象施設(基準適合努力義務)のうち、コンビニエンスストアについては、府民生活に密接なかわりがある用途のため、義務対象とすることを検討	G		対象規模の見直し	—